

第13回リサイクルバザー開催

第13回目になるリサイクルバザーは、4月13日（土）晴天に恵まれ烏山区民センター前広場で盛大に行われました。

4月3日から5日間行われた品物の提供には、本当に多くのみなさんがご協力くださいました。売れるかなと心配された大きなストーブや健康器具、寝具なども本番当日には売れてしまいました。

品物を並べた午前9時には、相変わらずのひと人の垣根が出来ました。お目当ての商品の前に座り込んで動かないお客様、場内アナウンスの「10時開場までは販売しません」の言葉も待ちきれない様子。なにしろ定価の10分の1の値段に、訳知りの常連さんも多く、売り子の皆さんも開店前から汗だくです。今年も大勢のボランティアの協力がありました。町会・自治会・各種団体、そして烏山総合支所の職員の皆さん、旧職員の皆さんの協力はとても有難かったです。そしてオウム

反対の活動を続けて18年あまり、それを基に出来た絆の強さを感じる一日でもありました。

午後1時頃にはほとんどの品物がなくなり、バザーも終了となりました。売上は617,088円となりました。これもひとえに品物を運んで寄付してくださいました皆さんの応援あつての事と感謝です。売上はこれから

住民協議会の活動資金やオウム真理教事件を風化させさった皆さんの応援あつての事と感謝です。売上はこれから

第13回リサイクルバザー会場の様子



平成31年度烏山地域オウム真理教対策住民協議会総会が、4月25日（木）烏山総合支所4階会議室にて開催された。

来賓として世田谷区から、保坂区長が出席した。総会は古馬会長の開会挨拶、町田実行委員長の議長で始まり、平成30年度事業・決算・監査の各報告が行なわれた。

事業報告では、オウム真理教の監視では365日の監視活動、年2回の抗議デモ・学習会、募金活動は一年で24回、ニュースは年10回発行、リサイクルバザーの開催が報告された。

事業・決算・監査の報告が全員の拍手で承認され、平成31年度事業計画・予算案の提案へと議事が進められた。

事業計画では、これまでの各種活動の継続が提案され、承認された。総会終了後、第170回実行委員会が開催され、第38回抗議デモ・学習会の実施計画が審議され終了した。

オウム真理教対策 住民協議会

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

高裁判決「ひかりの輪」の逆転敗訴を間近に見て

高裁判決「ひかりの輪」の逆転敗訴を間近に見て

東京地方裁判所が一昨年に出した、「ひかりの輪」の観察処分取消しの判決を受け、国が控訴していた裁判で、今年2月28日、東京高等裁判所は一審の判決を覆して「ひかりの輪」の観察処分継続を命じる逆転判決を出した。これによって昨年1月に更新決定が出されたオウム3団体（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する公安調査庁の観察処分は切れることなく続くこととなった。

裁判を傍聴

この日、東京は強い雨が降っていた。住民協議会からは5名が傍聴に参加をしている。法廷は結審と同じく824号で、開始20分ほど前に法廷に入ることになった。後方に並んでいた上祐は傍聴席を通って所定の席に座った。記者席が3分の1ほど作られていて、開廷前の案内で裁判官が着席して3分間はマスコミのカメラ撮影を許可していた。13時50分に開廷し、後藤博裁判長は判決を言い渡した後、判決要旨を読み上げた。当初、マスコミ関係者はこうした裁判の場合、判決を言い渡して直ぐに閉廷するという事であったが、引き続き裁判長は判決要旨を読み上げた。

判決も「国」と「ひかりの輪」を控訴人、被控訴人という言い方で表現をする為、判決を言い渡す間、その区別ばかりに気を取られて判決の意味が直ぐに理解できなかった。前方に座る上祐に目をやると、直ぐに理解をした様子で、上体を背凭れに倒し、天井に目を泳がせていた。閉廷して一階に降りると、しばらくして「ひかりの輪」の上祐ら3名が裁判所の裏口から帰っていった。

裁判と今後の協議会活動

今回の裁判は地域の安全・安心に関わる重大な問題だと認識しており、住民協議会にとっては、国が勝たなければ、この活動の現状維持さえも難しくしかねない厳しいものだった。

昨年5月に行われたデモ・学習会の講師、山口貴士弁護士は、一昨年に東京地裁が出した「ひかりの輪」の観察処分取り消し判決について、国が高裁で勝訴するのは難しいという見通しを語っていた。こうした裁判を数多く経験する専門家にとって国が勝訴する確率は低いものだったと思われる。ただ、ある新聞記者は、「東京地裁の判断は書類上の文言で行われる事が多い

が、高裁が判決を下す場合、周囲の影響まで考えて立体的に判断する」という。そうした意味では判決は五分五分だったのかも知れない。この判決で「ひかりの輪」が再三起こす観察処分不服申立て訴訟は、しばらくは心配がないと思われる。

われわれ住民協議会の闘いも19年目である。長い闘いである。だが鳥山に「オウム真理教」がいる限り、活動をやめる訳にはいかない。気持ちを新たにして従来通りの活動を続けて、解散・解体するまで闘ってゆく。

東京高等裁判所 判決言い渡し

主文

1. 国の敗訴部分を取り消す。
2. ひかりの輪の請求を棄却する。

判決要旨

1. アレフと「ひかりの輪」の両集団が、一つの団体と認めることができる場合はもとより、1つの団体と認めることができない場合であっても、観察処分の対象団体と同一性がある団体であると認められたときは、観察処分の更新決定は妥当である。

2. 「ひかりの輪」は、アレフの主幹者として活動していた上祐が主宰して、アレフの構成員の一部が構成員となり、アレフの幹部であった者が役員となって設立されたこと、「ひかりの輪」の出家した構成員の全員、他の会員の6割以上が松本サリン事件・地下鉄サリン事件当時からの構成員であり、出家した構成員は「ひかりの輪」管理下の施設に居住していること、組織形態についても実質的にはオウム真理教における位階制度を基礎とした体制を維持していること、これらの事情を総合考慮すれば、「ひかりの輪」は観察処分の対象団体と同じ「特定の共同目的」を有し、同団体との同一性を有するものと認められる。



住民協議会活動報告

4月12日（金） リサイクルバザー値付け作業
4月13日（土） 第13回リサイクルバザー開催
4月25日（木） 鳥山地域オウム真理教対策住民協議会総会
4月26日（金） 編集会議 協議会ニュース185号初校正

5月7日（火） 事務局会議
5月10日（金） 編集会議 協議会ニュース185号再校正
5月11日（土） 第38回抗議デモ・学習会
5月21日（火） 協議会ニュース185号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。